

平成 2 5 年

赤平市議会第3回定例会会議録（第1日）

9月10日（火曜日）午前10時00分 開会
午後 0時09分 散会

○議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 報告第 34号 専決処分の報告について
- 日程第 6 報告第 35号 平成24年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について
- 日程第 7 報告第 36号 平成24年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告について
- 日程第 8 議案第205号 赤平市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第206号 赤平市子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第10 議案第207号 赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第208号 滝川地区広域消防事務組合への加入について
- 日程第12 議案第209号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第13 議案第210号 財産の取得について
- 日程第14 議案第211号 損害賠償額の決定及び和解について
- 日程第15 議案第216号 平成24年度赤

平市一般会計決算認定について

- 日程第16 議案第217号 平成24年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第17 議案第218号 平成24年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第18 議案第219号 平成24年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定について
- 日程第19 議案第220号 平成24年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第20 議案第221号 平成24年度赤平市霊園特別会計決算認定について
- 日程第21 議案第222号 平成24年度赤平市用地取得特別会計決算認定について
- 日程第22 議案第223号 平成24年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第23 議案第224号 平成24年度赤平市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第24 議案第225号 平成24年度赤平市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第25 議案第226号 平成24年度赤平市病院事業会計決算認定について

- 日程第 2 6 一般質問
1. 太田常美議員

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
日程第 5 報告第 34号 専決処分の報告について
日程第 6 報告第 35号 平成24年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について
日程第 7 報告第 36号 平成24年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告について
日程第 8 議案第205号 赤平市立学校設置条例の一部改正について
日程第 9 議案第206号 赤平市子ども・子育て会議条例の制定について
日程第 10 議案第207号 赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正について
日程第 11 議案第208号 滝川地区広域消防事務組合への加入について
日程第 12 議案第209号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第 13 議案第210号 財産の取得について
日程第 14 議案第211号 損害賠償額の決定及び和解について
日程第 15 議案第216号 平成24年度赤平市一般会計決算認定について
日程第 16 議案第217号 平成24年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について

- 日程第 1 7 議案第218号 平成24年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第 1 8 議案第219号 平成24年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定について
日程第 1 9 議案第220号 平成24年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について
日程第 2 0 議案第221号 平成24年度赤平市霊園特別会計決算認定について
日程第 2 1 議案第222号 平成24年度赤平市用地取得特別会計決算認定について
日程第 2 2 議案第223号 平成24年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について
日程第 2 3 議案第224号 平成24年度赤平市介護保険特別会計決算認定について
日程第 2 4 議案第225号 平成24年度赤平市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
日程第 2 5 議案第226号 平成24年度赤平市病院事業会計決算認定について
日程第 2 6 一般質問

順序	議席番号	氏名	件名
1	2	太田 常美	1. 公営住宅政策の今後の考え方について 2. 基金制度のあり方について 3. 低所得者への生活支援について

順序	議席番号	氏名	件名
			4. 市民プールについて

○出席議員 9名

1番 向井義擴君
2番 太田常美君
3番 植村真美君
4番 竹村恵一君
5番 若山武信君
6番 五十嵐美知君
7番 菊島好孝君
8番 北市勲君
9番 獅畑輝明君

○欠席議員 0名

○欠員 1名
10番

○説明員

市長 高尾弘明君
教育委員会委員長 山田和裕君
監査委員 小椋克己君
選挙管理委員会委員 壽崎光吉君
農業委員会会長 野村繁君

副市長 浅水忠男君
総務課長 町田秀一君
企画財政課長 伊藤寿雄君
税務課長 下村信磁君
市民生活課長 片山敬康君
社会福祉課長 永川郁郎君
介護健康推進課長 斉藤幸英君
商工労政観光課長 伊藤嘉悦君
農政課長 菊島美時君

建設課長 熊谷敦君
上下水道課長 横岡孝一君
会計管理者 保田隆二君
消防長 浅井毅彦君
市立赤平総合病院事務長 實吉俊介君

教育委員会 教育長 多田豊君
" 学校教育課長 相原弘幸君
" 社会教育課長 吉村春義君

監査事務局長 大橋一君

選挙管理委員会事務局長 井波雅彦君

農業委員会事務局長 菊島美時君

○本会議事務従事者

議会事務局長 栗山滋之君
" 総務議事担当主幹 野呂律子君
" 総務議事係長 伊藤彰浩君

(午前10時00分 開 会)

○議長(若山武信君) これより、平成25年赤平市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、3番植村議員、6番五十嵐議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から20日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から20日までの11日間と決定いたしました。

○議長(若山武信君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は25件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成25年第2回定例会以降平成25年9月9日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してございます。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、地域振興対策の要望行動について申し上げます。空知地域は、農業従事者の高齢化や担い手不足などから農業地域の活力低下や農業生産構造の弱体化が進み、また産炭地域では炭鉱閉山による人口減少や地域経済基盤の脆弱化が著しく進行しております。このため空知地方総合開発期成会により空知管内全体の発展に向けた広域的、管内的重要課題等を集約し、地域経済と住民生活の自立を目指す提案や要望を取りまとめ、7月2日に北海道議会、7月17日に北海道知事並びに関係機関へ、7月25日には資源エネルギー庁ほか関係省庁に対して予算の優先配分や財政の激変緩和などに加え、特に産炭地域の再生に向けた産炭地振興対策についても要望行動を行ったところであります。あわせて7月31日には北海道石炭対策連絡会議により空知、釧路地域における産炭地振興対策について経済産業省ほか関係省庁に対して要望行動を行ったところであります。

次に、地方交付税について申し上げます。平成25年度の普通交付税につきまして総務省は7月23日に交付決定を行い、同日に閣議報告されたところであります。道府県を除く全国市町村では対前年度比1.3%の減、道内市町村においても1.6%の減、交付税の振りかえ措置である臨時財政対策債を含めると0.5%の減となったところであります。当市におきましても普通交付税決定総額で0.5%の減、臨時財政対策債を含めると0.1%の減となったところであります。減額となった主な理由としては、地方公務員給与に要する経費の削減に伴う単位費用の減額や生活保護対象者数の減少によるもので、一方では近年の行財政改革の取り組みが反映される地域の元気づくり推進費の新設により増額となりましたが、総

額としては若干の減少となったところであります。今後におきましても地方自治体が担う住民の身近な行政サービスに応じた安定的な財源を確保するため、地方交付税のさらなる拡充について全国市長会等を通じて強く要請してまいります。

次に、第42回あかびら火まつりについて申し上げます。ことしで42回目を迎えましたあかびら火まつりは、7月13日、14日の2日間コミュニティ広場を会場に開催し、約3万6,000人のお客様にご来場をいただきました。初日の13日には、赤平中学校吹奏楽部の演奏で始まり、夜には赤ふんランナーによるたいまつパレード、火太鼓、火文字の点火、火よっところ踊りと大いに盛り上がったところであります。2日目の14日は、子供みこしで幕をあけ、昼には多くの市民に参加をいただいた市民おどり、火囃節や、ことし初の試みとして全道オヤジバンドグランプリ in 赤平を実施し、全道各地から21組の応募をいただいた中から審査を通過した11組に演奏を披露していただきました。夜には市内外から大変多くのお客様にお越しいただき、赤平市民花火大会を開催し、今回は大小合わせて4,000発の花火を打ち上げるとともに、全長250メートルに及ぶ7号玉の花火を上げ、大きな歓声と拍手に包まれました。花火大会の開催に際しましては、大勢の市民の皆様から応援募金や企業協賛等による多くのご寄附をいただきました。2日間にわたり、市民の皆様や市内企業を初め、市外からも参加、ご協力を賜り、無事終了することができましたことに改めて感謝を申し上げます。来年は、市制施行60年の年を迎えますことから、より一層市民の皆様喜んでいただける火まつりとなるよう内容の充実に努めてまいります。

次に、黎明の像安全平和祈願祭について申し上げます。例年赤平公園、黎明の像の前において開催しておりましたが、今年は雨天のため赤平神社社務所におきまして8月9日、平和赤平市民会議主催により第41回黎明の像安全平和祈願祭が開催されたところであります。当日は、ご遺族など約30人が参列され、炭鉱でとうとい命を失った人々や殉職者をしの

び、冥福を祈り、平和と安全を誓ったところであります。

次に、戦没者追悼式について申し上げます。7月3日、市主催による戦没者追悼式を交流センターみらいにおいて開催し、戦没者の遺族や関係者約50人が参列し、しめやかにとり行われたところであります。

次に、社会を明るくする運動の啓蒙活動について申し上げます。7月13日、第42回あかびら火まつり会場において、第63回社会を明るくする運動として関係団体約110人の参加により、会場内でPR用のうちわやティッシュ等を配布し、啓蒙活動を行ったところであります。

次に、子どもまちづくり探検隊について申し上げます。8月9日、ふるさと少年教室に参加されている小学生を対象に、子どもまちづくり探検隊を実施したところであります。当日は、小学生23名が参加し、ごみの分別やごみの減量化を学ぶため、ごみ処理場のリサイクルクリーンや今春に稼働開始いたしましたエネクリーンを見学いたしました。その後、市内の物づくり企業を学ぶため株式会社いたがきに行き、実際に記念となるキーホルダーづくりを体験させていただきましたながら、工場見学も行ったところであります。市役所に戻ってからは、その日に学んだことや感想を班ごとに市長の前で発表をしていただいたところでございます。今後もこのような機会を通して、自分たちの住む地域への関心、愛着を子供のころから持ち続けていただけるよう努めてまいります。

次に、交通安全運動について申し上げます。7月10日から19日までの10日間にわたり、市民の皆様のご協力をいただきながら、夏の交通安全運動を展開したところであります。運動期間中には早朝の街頭指導を初め、延べ1,493人のご参加をいただき、子供と高齢者、2輪車、自転車乗用中、交差点の交通事故防止、シートベルト、チャイルドシートの正しい着用のキャンペーンを実施し、効果的な運動を実施いたしました。今後におきましても市民一丸とな

って交通事故防止に当たり、交通安全の意識高揚と啓発に努めるとともに、特に子供や高齢者等のいわゆる交通弱者を事故から守るため、より一層創意と工夫を図りながら、交通事故撲滅に向けて取り組んでまいります。

次に、赤平市総合防災訓練について申し上げます。9月1日の防災の日を前に、8月31日、住友地区を対象として住友赤平小学校を会場に市職員及び消防職団員を初め、赤歌警察署、住友地区の住民など170名の参加をいただき、赤平市総合防災訓練を実施したところであります。本訓練は、緊急地震速報が北海道全域に発せられ、赤平市に最大震度6弱の大地震が発生したとの想定により、住民避難訓練、収容避難所開設運営訓練及び炊き出し訓練など11に及ぶ訓練を実施したところであります。一昨年の3月11日に発生した東日本大震災の教訓はもとより近年集中豪雨により土砂災害や河川の氾濫など、今までに経験したことのない甚大な災害が全国的に発生している状況から、防災体制の一層の強化を図り、万が一災害が発生した場合においても本訓練の経験が被害の軽減の一助になればと考えております。今後におきましても日ごろから消防、警察等関係機関との連携強化を図りながら、災害に強い、安全で安心なまちづくりに向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、消防行政について申し上げます。7月7日、コミュニティ広場において消防職団員108名が参加し、消防人の資質向上と士気の高揚並びに地域住民に対する防火思想の啓蒙普及を期することを目的とした平成25年度赤平市消防演習を開催し、市内外から多数のご来賓のご出席もいただいたところであります。また、本演習を実施するに当たり、7月1日から5日までの5日間、延べ313名の消防団員が早朝より小隊訓練、ポンプ車操法訓練を行い、成果を発揮したところであります。本演習を契機といたしまして、より一層の火災予防の推進と総合的な消防技術の向上に努めてまいります。今後におきましても市民の生命、身体及び財産を守る消防防災活

動につきまして市民各位のご理解をいただくとともに、消防力の一層の充実強化に取り組んでまいります。

最後に、火災報告及び工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 それでは、前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、赤平市立住友赤平小学校、茂尻小学校、平岸小学校の3小学校統合についてであります。統合準備委員会を設立して準備を進めていることは、前定例会でもご報告したところですが、統合後に子供たちが充実した学校生活を送れるよう3校全児童の参加による統合3校交流学习会を7月12日、茂尻小学校で行いました。今回が初めてとなる児童交流会は、体育館において全員で各種ゲームを楽しみ、お互いに交流を深めることを目的として実施いたしました。今後合同の授業も含めて数回実施することで、子供たちが新しい教育環境になれるよう努めてまいります。

次に、全国学力・学習状況調査の結果についてであります。この調査は、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施されるもので、7回目となることは文科省による悉皆調査として4月24日実施され、その調査結果が8月27日、全国一斉に公表されました。本市においても関係資料が送られてきております。詳細な分析はこれからですが、総じて新聞報道などの全道の状況と同様に余り芳しいものではありませんでした。しかし、本市では既に調査の実施直後から各学校による自己採点を行い、その採点傾向の分析による早期の対応に着手するよう指示しており、各学校による家庭学習の手引の作成、放課後や

夏期休業中の補充的学習の取り組みなど、授業以外の学習機会の確保、基礎、基本の定着を図る学習指導を進めております。今後は、送付された本調査結果の分析による改善計画を平成25年度赤平市学力向上プランとして策定し、それを活用する中で子供たちの学力向上に向けた指導方法の工夫改善など取り組みを進めてまいります。

次に、道立教育研究所との連携による教職員研修についてであります。子供たちの学力向上には教員の資質の向上が欠かせません。このたび市教育委員会が主催して、道立教育研究所から講師を招き、教職員研修を8月1日に交流センターみらいで実施しました。午前、午後に分け、授業における言語活動と情報教育の2つの講座に33名の教職員が参加し、授業力の向上に努めたところです。

次に、道教委指導主事の学校訪問についてです。指導主事の学校訪問は、昨年度から1次訪問と2次訪問に分けて行われたところですが、1次訪問については教育課程の編成、実施、評価など主に学校経営について管理職を対象とするものであり、6月11日から始まり、既に全7校で実施済みとなっております。2次訪問についてもA訪問、B訪問の2種類に分け、既に6月から始まっております。A訪問については、全学級で授業公開、教職員との研究協議などを行い、B訪問については全国学力・学習状況調査の対策として、特に算数、数学、国語の授業改善について指導主事から助言をいただいたところです。

次に、第42回あかびら火まつりにおける児童生徒の市民おどり参加についてであります。各小中学校の参加は、ことしではや14回目となりますが、ことしも全小中学校にかかわる地区育成会及び教員、保護者、児童生徒を含めて278名の参加があり、市民おどり参加の約半分以上を占めております。これらの地域行事に学校教師、保護者、児童生徒が積極的に参加することにより、子供が地域の構成員として認識されることはもちろんであります。同時に教職員が地域の一員としてかかわることにより学校と

地域の連携がより深まり、地域とともに歩む学校づくりの一翼を担っているものと考えております。

次に、中体連各種大会の結果について申し上げます。中空知地区大会では、女子バレーボール決勝へ本市の2校が進出し、赤平中学校が優勝、赤平中央中学校が準優勝し、ともに全空知大会への出場権を獲得しました。全道大会の出場では、中空知大会において陸上の女子走り高跳びで赤平中学校3年生女子1名が優勝、男子砲丸投げで赤平中央中学校3年生男子1名が優勝し、それぞれ全道大会への出場を果たしました。中体連行事では、いずれの学校も各部活動の目標に向かって努力する姿勢が大変感動的で、精いっぱい活躍の中で中体連の全事業が無事に終了しております。

次に、文化活動では、第58回空知地区吹奏楽コンクールが8月3日、岩見沢文化センターで開催され、赤平中学校吹奏楽部が中学校C編成の部に参加し、昨年に続き11年連続となる金賞に輝き、全道吹奏楽コンクール出場代表校3校のうちの1校に選考されるという立派な成績をおさめました。これにより9月6日、札幌コンサートホールキタラで開催された第58回北海道吹奏楽コンクールに出場し、同コンクールC編成の部で銅賞を受賞しました。キタラの大ホールの聴衆を前にしても落ちついたすばらしい演奏を披露した頑張りに拍手を贈るものであり、今後の活躍が大いに期待されます。また、赤平中学校吹奏楽部は、火まつり会場での演奏を初め、市内の各種の行事に参加し、まとまった力強い音色を奏で、会場の盛り上げに大きく貢献しております。

同じく文化活動ですが、第80回NHK全国音楽コンクール空知大会、通称Nコンが8月18日、岩見沢市文化センターで行われ、赤平中央中学校合唱部が出場し、奨励賞を獲得しております。少数ながらまとまりのある見事な歌声を響かせ、立派な成績を上げてくれました。赤平中学校吹奏楽部と赤平中央中学校合唱部は、8月31日開催の第9回赤平市赤い羽根共同募金チャリティーにも参加し、ともに数曲披露し、その美しい音色と歌声に市民からたくさんの

拍手を受けたところです。

次に、給食センターについて申し上げます。適正な衛生管理と食中毒防止のため施設の一部改装を行い、食材の搬入検査を行う検収室を増築いたしました。これにより、食材が調理室へ入る前に野菜などに付着している異物や土の除去が確実にできるようになり、より衛生管理に万全を期したところであります。また、重油地下タンクの漏えい防止のため、25年間の使用で老朽化した地下タンクを廃止し、2キロタンク2基を屋外に設置しました。これにより、地下タンクのため確認が困難であった重油の漏えいが目視で日常的に確認可能となりました。

次に、社会教育について申し上げます。6月以降は、季節的にも一年で最も活動的な時期であり、この間各種の社会教育事業が活発に行われました。まず、青少年健全育成事業として体験学習や遊びを通じて各種少年団体のリーダー養成を目的とするふるさと少年教室が6月15日の開校式を初めとして8月31日まで計5回にわたり実施されました。

次に、青少年センターにおきましては、補導員会議等を開催し、夏休み期間中の校外生活の決まりの周知を図るとともに、火まつりや各神社祭で巡回補導を行い、青少年の健全育成に努めました。

次に、東公民館の関係ですが、上期講座として石けんで作る香りのアート、ソーパークーピング講座を6月に2日間開催し、延べ16名が参加しました。同じく上期講座では、初心者にもわかりやすい洋ランの育て方のコツを学ぶ洋ラン講座を7月に4回開講し、延べ26名が受講しました。また、機会事業としまして、家庭でできる節電対策の方法や豆知識を学ぶ夏の節電講座を7月に開催し、北海道電力の職員を講師に招き、17名の方が節電対策を学んだところでもあります。さらに、小学生を対象とした夏休み子供体験事業、いろいろ探検隊を夏休み期間中に3日間開催しました。おにぎりづくり、スイカ割り、旭川市の新聞の印刷工場見学を行い、延べ60名の小学生が楽しい夏休みの思い出をつくりました。さらに、東公民館利用者の快適な環境づくりと施設整備

のため、外壁の改修や各部屋の床、壁の張りかえ、講堂のLED照明化などを行っております。

次に、図書館関係であります。第31回目となります文学散歩を6月30日に実施しました。本年度は、14名が参加し、札幌市の北海道立文学館を訪ね、日本の紙芝居の歴史を振り返る紙芝居の今昔を見るなど、充実した1日を過ごすことができました。また、9月8日にはことして3回目となります古本フェスタを行い、図書館で除籍となった図書の再活用を図りました。

次に、社会体育関係であります。市民プールについては6月1日からオープンしましたが、プールの利用につきましては水中運動等で利用される方が多く見られ、昨年につき7月7日には水中運動体験講習会を実施したほか、子供と一般向けの水泳教室を7月29日からと8月5日からそれぞれ4日間ずつ実施しました。第17回市民健康づくりウォーキングですが、6月29日に実施し、24名の参加者がそれぞれ自分に合ったコースを選び、赤平のまちを散策しながら歩きました。また、市内小中学生を対象とした第4回チャレンジ・ザ・スポーツ大会を7月20日に実施しております。8月18日にはVリーグで活躍しております女子バレーボールチームのJTマーヴェラスの選手を講師として、中学生のバレーボール教室が実施されました。芦別市が主催する事業に当市の女子中学生39名が参加する形となりましたが、JTの選手たちの指導のもと、基本練習、総合練習、サイン会があり、有意義な事業となりました。

なお、8月の赤平野球少年団レッドレイズの全国大会出場の快挙は、赤平市全体としても大変喜ばしいことであり、社会体育における少年スポーツの振興対策の面からも特筆すべき出来事でありました。スポーツ少年団活動も少子化の影響が大きいわけですが、このたびのことを私ども行政も励みとして受けとめ、少年スポーツの充実に努めてまいりたいと存じます。

社会体育施設の整備工事ですが、総合体育館アリーナの床張りかえ工事を6月に実施しております。

約1カ月間利用者にはご不便をおかけしましたが、以前よりも明るいとの好評をいただいております。パークゴルフ場につきましても芝の改修工事を通常運用と並行して進めるとともに、虹ヶ丘球場についてはフェンス、バックネットの改修を行っております。

以上、教育行政の概要についてご報告を申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（若山武信君） 日程第5 報告第34号専決処分の報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 報告第34号専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払いの請求に関する訴えの提起につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

別添の専決処分書でご説明申し上げます。訴訟の件数は1件で、訴えの趣旨でございますが、相手方が市営住宅の家賃45万6,600円を滞納しておりましたことから、平成22年12月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行い、その結果主たる債務者が口頭弁論期日に出頭しなかったことから、平成23年3月の4日、簡易裁判所より主たる債務者が45万6,600円を支払う判決が下され、さきの議会でご報告させていただいておりますものの、その後も支払いはなく、滞納が膨れるばかりであり、平成25年5月15日、市の債権全ての支払いと建物明け渡しを趣旨といたしました内容証明郵便を送付し、1カ月後の6月16日をその期限と定め、さらに1週間後の6月末日までに自主的に建物を明け渡すよう通知いたしましたが、応答がなく、なおも不履行のままでありました。このことから、市営住宅の明け渡しと

滞納家賃53万9,300円及び市のその他の債権における未払い58万9,509円のほか、平成25年7月1日から明け渡しに至るまでの月額相当損害金及び市のその他の債権に係る遅延損害金の支払いについて求めるため、平成25年6月の20日、札幌地方裁判所滝川支部に訴えを提起したもので、平成25年6月20日に専決処分をしたものでございます。

以上、よろしくご承くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしということでございますので、ただいま議題となっております報告第34号については、報告済みといたします。

○議長（若山武信君） 日程第6 報告第35号平成24年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について、日程第7 報告第36号平成24年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 報告第35号平成24年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく赤平市健全化判断比率を監査委員の意見をつけて次のおりご報告させていただきます。

初めに、実質赤字比率につきましては、一般会計等におきまして繰上充用額等が生じていないことから、比率は発生していません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、平成22年度決算以降連結赤字額は発生しておらず、平成24年度においても比率は発生していません。

次に、実質公債費比率につきましては、公債費の抑制によって17.4%となり、前年度より0.2%の減

少となっております。

次に、将来負担比率につきましては、累積赤字並びに不良債務が解消されていることや公債費の抑制によって158.8%となり、前年度より18.7%の減少となっております。

以上、実質公債費比率並びに将来負担比率に関しましては、今後も比率の改善に努めてまいらなければなりません、財政4指標は平成24年度決算においても引き続き財政健全段階を維持する結果となったところであります。

次に、報告第36号平成24年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく赤平市資金不足比率を監査委員の意見をつけて次のとおりご報告させていただきます。

資金不足比率につきましては、病院事業会計はこれまで公立病院改革プラン並びに経営健全化計画に基づく経営改善に取り組み、平成24年度も引き続き資金不足比率は発生しておりません。

また、水道事業会計につきましてもこれまでの水道使用料の改定や計画的な企業債の導入など、さらに下水道事業特別会計並びに土地造成事業特別会計についても経営努力や一般会計繰入金等によって引き続き資金不足比率は発生してまいりません。

以上、報告第35号及び第36号につきましてご報告申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第35号、第36号については、報告済みといたします。

○議長（若山武信君） 日程第8 議案第205号赤平市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第205号赤平市立学校設置条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

昨年1月に策定いたしました赤平市立学校適正配置計画により進めておりました茂尻小学校、住友赤平小学校、平岸小学校の3校の統合につきましては、3校を閉校して茂尻小学校の校舎を使用するべく3校のPTAへ説明会を開催し、また住民懇談会での説明などによりまして関係者へご検討いただきてきたところでございます。茂尻小学校、平岸小学校につきましては、昨年8月にそれぞれPTA会長から統合受諾のご返事をいただき、また住友赤平小学校におきましても昨年10月にPTA会長より統合受諾のご返事をいただいたところでございます。このことから、本年度茂尻小学校の大規模改修を進めているところでございますが、この統合に伴いまして条例の一部を改正するものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

別表第1につきましては、赤平市立小学校につきまして定めてございますが、住友赤平小学校、平岸小学校の項を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第205号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第9 議案第206号赤平市子ども・子育て会議条例の制定についてを議題

といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕議案第206号赤平市子ども・子育て会議条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部が平成25年4月1日に施行されておりますが、同法の第77条第1項の規定におきまして、市町村は条例で定めるところにより審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする定められておりますこと、さらにはその設置の時期につきましては内閣府、文部科学省及び厚生労働省より子ども・子育て支援事業計画の調査、審議等が十分行えるよう可能な限り速やかに設置されたいとの通知がありましたことから、今般当市におきましても審議会その他の合議制の機関といたしまして子ども・子育て会議を設けるため、本条例を制定するものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

第1条は、設置について規定したものでございます。

第2条につきましては、所掌事務といたしまして、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査、審議するなど、法の第77条第1項に掲げる事務を処理するとして規定したものでございます。

第3条につきましては、組織について規定してございますが、委員は15人以内で組織し、保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、その他市長が必要と認める者に委嘱するものでございます。

第4条は、委員の任期を規定してございますが、委員の任期を2年とするなど定めてございます。

第5条につきましては、会長及び副会長につきまして規定してございますが、会長、副会長各1人を置き、委員の互選によると定めてございます。

第6条につきましては、子ども・子育て会議の会議につきまして規定してございますが、会長がその議長となるなど定めてございます。

第7条につきましては、専門部会について規定したものでございます。

第8条につきましては、秘密の保持について規定したものでございます。

第9条につきましては、子ども・子育て会議の庶務につきましては、社会福祉課で行うこととして定めたものでございます。

第10条につきましては、委任について規定したものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとして施行期日を定めたものでございます。

附則第2項といたしまして、第6条第1項の規定にかかわらず、子ども・子育て会議の最初の会議は市長が招集するとして、招集の特例を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君） ただいま上程されました赤平市子ども・子育て会議条例につきましてですけれども、子ども・子育てに関する合議体の一つとして期待されるところでございます。その中で、第7条の専門部会のところでございますけれども、どのような専門部会を考えているのか、内容について伺いたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） 今後策定する赤平市子ども・子育て支援事業計画につきましては、全てこの会議に諮っていくこととなりますけれども、その内容は大きく2点に分かれておりまして、1つ目は子供のための教育、保育給付で、2点目としましては病児病後児保育事業や放課後子どもクラブなどの地域子ども・子育て支援事業となりますが、こ

のような事業のあり方につきまして今後検討を進めていく上で、社会福祉協議会ですとか医師会、商工会議所などから参画いただきますことを想定しております。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君） 専門部会という意味で伺ったのですけれども、どのような専門部会想定されていますか。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） ただいまも申し上げましたけれども、まずは病児病後児保育事業、こういうものをテーマとして予定しております。

○議長（若山武信君） そのほかに質問ございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） それでは、質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第206号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第10 議案第207号赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第207号赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市におきましては、分別収集を開始しました平成15年度当初より、ごみ処理経費のうち25%相当をごみ処理手数料として市民に直接ご負担いただくことを基本に考えてまいりましたが、エコバレーの処理単価の増額等によりそのバランスが崩れてきていましたこと、さらに今年度から新たな焼却施設の供用が開始され、維持管理コストの今後の見込み等

も立ったこと等によりまして、従前の負担割合に近づけるため、資源ごみを除く家庭系廃棄物は25%の増額、家庭系廃棄物のうち直接搬入されるものや事業系廃棄物につきましては20%の増額とするなど手数料の改定を行いたく、条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

別表第1につきましては、一般廃棄物処理手数料を定めておりますが、家庭系廃棄物のうち生ごみの12リットルにつきましては80円から100円に、6リットルが40円から50円に、3リットルが20円から25円に改正し、燃やせるごみの40リットルにつきましては80円から100円に、20リットルが40円から50円に改正し、燃やせないごみの40リットルが80円から100円に、20リットルが40円から50円に、10リットルが20円から25円に改正し、粗大ごみのアに掲げるものにつきましては400円から500円に、イにつきましては200円から250円に改正し、市の処理施設に直接搬入されるものにつきましては100円から120円に改正するもので、さらに事業系廃棄物につきましても100円から120円に改正するものでございます。

別表第2につきましては、産業廃棄物処理費用につきまして規定してございますが、130円を150円に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。北市民議員。

○8番（北市民議員） ただいまの説明で2点ほどちょっと教えていただきたいのですが、まず1点目が受益者負担率が25%と、こういう高い負担になっていますけれども、この25%に決めた根拠についてご説明いただきたい。

もう一点目が今回の改正で赤平市民1世帯当たりどのぐらいの影響出るのか、その辺のところわか

れば教えていただきたいと思ひます。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） 25%の件でございますけれども、平成15年の私どものごみの制度化した時点、立ち上げた時点で全国の事例を参照にさせていただきましたが、約70例ございました。その多くが25%ということで、私どものコストを計算いたしましても約20%、それからリサイクルをちようど32億かけて立ち上げましたので、そのコストがオンになりましてちようど同じようなコストになったということでございます。

それから、市民への影響額についてでございますが、25%、ごみ袋にしまして40円のを50円にというような数字ですので、多少なりともあると思ひますけれども、具体的にどういふふうになるかは減量化も含めまして説明会等でお話し申し上げようと思ひますので、それができるだけ少なくなるような努力をいたしたいと思ひてございます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君） この条例の改正が4月1日からとなっておりますが、これは一般的にごみ袋の価格でこれを徴収するのだと思ひますけれども、旧来の値段とこの上げた値段との切りかえというのはどういふふうに行うのかお知らせ願ひたいと思ひます。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） お答えいたします。

袋にコストは書いてございませんので、3月31日までの販売については旧価格、4月1日以降の販売については新価格ということでお願いする予定でございます。

○議長（若山武信君） そのほかにもございますか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第207号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第11 議案第208号滝川地区広域消防事務組合への加入についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第208号滝川地区広域消防事務組合への加入につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

滝川地区広域消防事務組合の加入について地方自治法第286条第1項の規定により、消防に関する事務を共同処理するため、平成26年4月1日から次の規約により、滝川地区広域消防事務組合に加入する。

本市における将来の人口減少とこれに伴う財政規模縮小等の影響による消防体制の弱体化を防ぐとともに、大規模災害などに迅速かつ的確に対応し得る消防体制を確保するため、滝川市、新十津川町、雨竜町の1市2町で構成しております滝川地区広域消防事務組合への加入につきまして昨年より具体的に検討協議を重ねてまいりましたが、今般当市と芦別市が新たに加わることとして協議が調い、滝川地区広域消防事務組合に加入するといたしまして、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

組合の規約でございますが、第1条につきましては、組合の名称を滝川地区広域消防事務組合と規定したものでございます。

第2条につきましては、組合を組織いたします地方公共団体について規定したもので、滝川市、芦別市、新十津川町、雨竜町、そして本市を含めた3市2町で構成するものでございます。

第3条につきましては、組合の共同処理する事務につきまして規定したもので、消防に関する事務を共同処理する旨を規定してございます。

第4条につきましては、組合の事務所の位置を規定したもので、滝川市緑町2丁目2番31号としてございます。

第5条につきましては、組合の議会の組織及び議員の選挙の方法について規定したもので、議員定数は11人とし、議員の数は滝川市が3人、滝川市を除く各市町は2人として定めたものでございます。

第6条につきましては、組合議員の任期について規定したものでございます。

第7条につきましては、組合の議会の議長及び副議長について規定したものでございます。

第7条の2につきましては、組合の議会の事務局について規定したものでございます。

第8条につきましては、組合の執行機関の組織及び選任の方法について規定してございますが、組合長は関係市町の長の互選により1人、副組合長は組合長に選任された者以外の関係市町の長の4人が当たり、会計管理者は1名とし、構成市町の団体の会計管理者の中から組合長が任命することとして定めたものでございます。

第9条につきましては、組合長及び副組合長の任期について規定したものでございます。

第10条につきましては、補助職員について規定したもので、消防吏員その他の職員の定数につきましては組合の条例で定めることとし、消防長は組合長が任免し、消防長以外の消防職員については組合長の承認を得て消防長が任免することとして定めたものでございます。

第11条につきましては、団員について規定してございますが、消防団員の定数は組合の条例で定めることとし、消防団長は消防団の推薦に基づき組合長が任免し、消防団長以外の消防団員は組合長に承認を得て消防団長が任免することとして定めたものでございます。

第12条につきましては、監査委員について規定してございますが、組合長が組合議会の同意を得て識見を有する者及び組合議員のうちから各1人選任することとして定めたものでございます。

第12条の2につきましては、監査委員の事務局について規定したものでございます。

第13条につきましては、組合の経費の支弁方法に

ついて規定したものでございますが、議会費、総務費及び消防本部費につきましては均等割が10%、国勢調査人口によるものが40%、国勢調査世帯数によるものが30%、地方交付税のうち消防費に係る基準財政需要額によるものが20%として割合を定め、これ以外の経費につきましては組合議会で定めることとしたものでございます。

第14条につきましては、その他必要な事項は組合長が定めることとして規定したものでございます。

次に、附則でございますが、最後のほうをご参照願います。今般の加入に伴う規約の改正から、附則の第1項といたしまして施行期日を定めてございませぬが、この規約は平成26年4月1日から施行するとしたものでございます。

附則の第2項につきましては、この規約の施行の日を最初に滝川市、芦別市、赤平市、新十津川町及び雨竜町のそれぞれの議会の議員の一般選挙が行われるまでの間における改正後の第5条の規定の適用につきましては、同条の規定にかかわらず、同条第1項中11人とあるのは15人と、同条第2項中2人とあるのは3人とするといたしまして、組合議員の定数の特例について規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第208号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第12 議案第209号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） [登壇] 議案第209

号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

北海道後期高齢者医療広域連合は、北海道内の全ての市町村をもって組織しており、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、被保険者の資格の管理に関する事務、医療給付に関する事務、保険料の賦課に関する事務、保健事業に関する事務、その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務を処理してございますが、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が既に公布施行されておりますが、このことに伴いまして新たな在留管理制度が導入され、外国人住民が新たに住民基本台帳法の適用対象となり、外国人登録法が廃止されますことから、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する必要があり、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めます。

規約の改正内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

別表第2は、関係市町村の負担金の額を定めてございますが、外国人登録法の廃止等に伴い、備考中の関連する事項を削除するものでございます。

附則第1項としまして、この規約は、地方自治法第291条の3第3項の規定による北海道知事への届け出をした日から施行するものであります。

附則第2項といたしまして、改正後の別表第2、備考2の規定につきましては、平成26年度以降の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例によるものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。北市議員。

○8番（北市勲君） ただいま規約の変更を出され

ましたけれども、これでいわゆる対象となる外国人というのは赤平に何人ぐらいおられたのですか。お教えいただきたいのですが。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） 正確な数字は申し上げられませんが、60人程度でございます。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君） 正確な数字が今はわからないという意味ですか。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） 後ほど調べましてお答え申し上げますけれども。

○議長（若山武信君） そのほかございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第209号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第13 議案第210号財産の取得についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 〔登壇〕 議案第210号財産の取得につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在使用しておりますロータリー除雪車は、雪山排雪が主な作業となっており、安全な冬道確保のため、平成10年度に購入したものでございますが、老朽化が進み、修理に係る費用が増大しており、修理回数の増加や修理期間の長期化は作業に支障を来しておりますことから、今般更新をするものでございます。

新たに購入するロータリー除雪車につきましては、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律による基準に適合するものを購入するものでございますが、契約の方法につきましては、特殊車両でありますことから、対象車両を製造しておりますメー

カーの代理店となってございます当市の指名登録業者2社を指名し、8月1日に入札を執行したところでございますが、予定価格が2,000万円以上でありますことから、議会の議決を求めるものでございます。

議案第210号財産の取得について。

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、取得財産、ロータリー除雪車、2.2メートル、2,300トン級。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、3,462万9,000円。

契約の相手方、札幌市中央区北1条西7丁目1番、ナラサキ産業株式会社北海道支社取締役兼執行役員北海道支社長、西海谷誠心。

なお、仕様の概要につきましては、別紙参考資料に記載しているところでございまして、納期につきましては平成26年3月20日と定めたところでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第210号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第14 議案第211号損害賠償額の決定及び和解についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第211号損害賠償額の決定及び和解につきまして、ご説明

を申し上げます。

損害賠償の額を下記のとおり定め、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

平成25年7月の8日午後零時5分ごろ、透析患者を迎えに行くため市立赤平総合病院の臨時職員が本市公用車を運転しておりましたが、国道38号を芦別方面に向け走行中、居眠り運転をしまい、赤平市字赤平657番地の道路脇にあるガードレールと縁石、さらに交差点向かいの道路照明柱に衝突し、道路照明柱、ガードレール等を損傷させてしまったもので、その事故で損傷した道路照明柱、ガードレール等の物損に対し損害賠償を行うものでございます。

損害金は136万8,150円であり、赤平市が10割の過失割合として示談したため、当市が支払う損害賠償金は136万8,150円でございますが、損害賠償金につきましては全国市有物件災害共済会により全額給付されるものでございます。

この公用車には運転の者のほかに乗車しておりませんでしたので、幸い人身被害はなく、大事には至りませんでした。今後とも運転業務の安全管理の徹底を図るとともに、事故の再発防止に努めてまいります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第211号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第15 議案第216号平成24年度赤平市一般会計決算認定について、日程第16 議案第217号平成24年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第17 議案第218号

平成24年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第18 議案第219号平成24年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定について、日程第19 議案第220号平成24年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について、日程第20 議案第221号平成24年度赤平市霊園特別会計決算認定について、日程第21 議案第222号平成24年度赤平市用地取得特別会計決算認定について、日程第22 議案第223号平成24年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第23 議案第224号平成24年度赤平市介護保険特別会計決算認定について、日程第24 議案第225号平成24年度赤平市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、日程第25 議案第226号平成24年度赤平市病院事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第216号平成24年度赤平市一般会計決算認定につきまして、各会計決算報告書にて提案の趣旨をご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。本市においては地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定められた財政4指標の全てが健全段階を維持しておりますが、人口減少等によって自主財源が減少し、地方交付税についても国勢調査人口の減少による影響を受け、厳しい予算編成となりましたが、赤平市財政健全化計画改訂版の考え方を踏襲しつつ、第5次赤平市総合計画の重点プロジェクトを中心とした地域振興に努めてまいりました。産業振興としては、厳しい経済雇用情勢に鑑み、財政負担の抑制に努めつつ、できる限り公共建設事業を確保し、さらに企業に対する助成要件の拡大や助成率の引き上げ、人材育成事業などを実施してまいりました。また、少子化対策に関しましては、中学生以下の子供たちの医療費の無料化、社会教育体育施設の使用料の無料化、豊里小学校の学校耐震化、幼稚園並びに保育所の施設充実

を図り、住環境整備としては公的住宅や公園の整備のほか、あんしん住宅助成を実施してまいりました。しかし、本市においては、今後も人口減少が続くと予想され、引き続き効率、効果的な財政運営に努めながら、第5次赤平市総合計画を推進してまいらなければなりません。

一般会計決算の歳入であります。臨時財政対策債を含む地方交付税は46億円、対前年度比2.5%の減となっております。歳入の52.8%を占めております。また、市税は、固定資産税の評価がえの年に当たり9億1,000万円、対前年度比6.8%の減となりました。歳出では、扶助費は対前年度比1.5%の増、人件費は職員給与の一部回復もあって対前年度比2.4%の増、普通建設事業費は公的住宅整備が改良住宅建てかえの年に当たり、対前年度比25.5%の減となりました。結果、歳入総額87億3,100万2,245円、歳出総額83億7,396万9,471円となり、差引額3億5,703万2,774円につきましては翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第217号平成24年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

66ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。最初に歳入につきましては前年度と比較して財政調整交付金が26.3%、国庫支出金が13.6%の増となりましたが、療養給付費交付金が17.0%、前期高齢者交付金が21.8%、保険税が6.4%の減となりました。また、歳出については、全体の69.5%を占める保険給付費が前年度と比較して3.5%の減となったところであります。結果、歳入総額20億288万2,575円、歳出総額18億5,637万7,467円となり、差引額1億4,650万5,108円につきましては翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第218号平成24年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

72ページをお願いいたします。予算の執行とその

結果の概要であります。歳入につきましては後期高齢者医療保険料が72.3%を占め、歳出につきましては後期高齢者医療広域連合納付金が95.9%を占めたところであります。結果、歳入総額2億4,139万3,361円、歳出総額2億3,851万8,551円となり、差引額287万4,810円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第219号平成24年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

76ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。分譲状況につきましては翠光で3区画、美園で1区画、福栄で2区画がそれぞれ未売却地として残ったところであります。結果、歳入総額74万92円、歳出総額ゼロ円となり、差引額74万92円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第220号平成24年度赤平市下水道事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

79ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。汚水管102.73メートルの布設を行い、汚水管の総延長は8万976.51メートル、雨水管の総延長は8,682.20メートル、汚水整備率は79.06%となっております。また、下水道普及率は83.22%、水洗化率は75.07%となっております。結果、歳入総額6億6,292万6,215円、歳出総額6億4,998万8,249円となり、差引額1,293万7,966円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第221号平成24年度赤平市霊園特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

93ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。赤平霊園及び赤平第二霊園を合わせて1,240区画を管理しており、平成24年度では赤平霊園1区画、赤平第二霊園12区画の貸し付けを行ったところであります。結果、歳入総額524万662円、歳出総額391万4,423円となり、差引額132万6,239円は翌年度へ繰り越したところであります。

す。

次に、議案第222号平成24年度赤平市用地取得特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

97ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。平成9年度、10年度の2カ年で用地を取得した際の起債の元利償還を行ったところであります。結果、歳入総額4,532万772円、歳出総額4,531万8,644円となり、差引額2,128円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第223号平成24年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

102ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。愛真ホームの短期入所者は33人、施設入所者は66人となりました。また、地域包括支援センターにおけるサービス計画費請求件数は、延べ1,381件となっております。結果、歳入総額1億9,478万2,856円、歳出総額1億8,765万532円となり、差引額713万2,324円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第224号平成24年度赤平市介護保険特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

106ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。平成24年度末の第1号被保険者は4,772人、要介護認定者は858人となりました。また、地域支援事業として生活元気度調査を実施し、945人の2次予防事業対象者を把握したところであります。さらに、包括的支援事業として、日常生活や介護に関する総合相談支援等を行ったところであります。結果、歳入総額13億3,502万8,456円、歳出総額13億452万2,466円となり、差引額3,050万5,990円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第225号平成24年度赤平市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市水道事業会計決算書の10ページをお願いいたします。事業報告書であります。主

な建設改良事業といたしまして市街地配水管布設がえ工事、栄町増圧場送水管布設がえ工事、文京学園通配水管布設がえ工事並びに共和地区流量計取りかえ工事などを実施いたしました。また、営業収益では、業務用給水収益の増加により、給水収益が186万8,671円の増収となり、営業収益全体では211万9,967円の増収、また水道事業収益全体では他会計補助金の一部復活により445万2,768円の増額となりました。営業費用につきましては、修繕費や工事請負費等の増加、技術職員の新規採用や給与の一部回復による人件費の増加などにより765万8,509円の増額となりました。収支差し引きでは3,139万3,319円の純利益となったところであります。

前に戻りまして、1ページ及び2ページをお願いいたします。決算報告書の主な内容につきましてご説明申し上げます。(1)、収益的収入及び支出であります。収入の第1款水道事業収益の決算額は税込みで3億1,924万3,117円となっております。次に、支出であります。第1款水道事業費用決算額は税込みで2億8,254万1,862円となっております。

次に、3ページ及び4ページをお願いいたします。(2)、資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入の決算額は税込みで9,431万3,000円、支出の第1款資本的支出の決算額は税込みで1億7,683万6,140円となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,252万3,140円は、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以下、財務諸表でございまして、5ページは損益計算書、6ページは剰余金計算書、また7ページは剰余金処分計算書案になります。剰余金の処分に関しましては、当年度未処分利益剰余金が1億5,811万764円となっており、そのうち160万円を減債積立金に積み立て、処分後残高の繰越利益剰余金を1億5,651万764円とするものであります。8ページ及び9ページは貸借対照表であります。

以上もちまして水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明を終わらせていただきます。

次に、議案第226号平成24年度赤平市病院事業会計剰余金の処分及び決算認定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市病院事業会計決算書の11ページをお願いいたします。事業報告書であります。収益につきましては新たな内科医及び初期臨床研修修了者が外科医として就労を継続され、入院収益につきましては、対前年度比で患者数が427人下回ったものの、収益では1,345万6,000円上回りました。一方、外来収益につきましては、整形外科の常勤医師の確保には依然至っておらず、外来患者数は減少し、対前年度比360万6,000円下回りましたが、入院、外来ともに昨年度完了となりましたが、経営健全化計画において見込んでおりました収益を確保したところであります。費用につきましては、さらなる経営の安定、業務改善を目指し、給食業務の委託など経費の抑制に努めてまいりましたが、新たな医師の確保等により給与費が対前年度比4,025万9,000円が増額となり、病院事業費用でも対前年度比4,064万4,000円の増額となりました。また、一般会計からの繰り入れが特例債償還分2億268万円を含め7億9,414万2,000円となり、当期純利益は3億8,354万8,000円となりました。資本的事業につきましては、臨床検査情報処理システム、服薬指導システム機能拡張持参薬管理システム及び一部ヒートポンプの更新を実施したところであります。

前に戻りまして、1ページをお願いいたします。決算報告書の内容につきまして、(1)、収益的収入及び支出であります。第1款病院事業収益の決算額は23億3,849万9,946円、支出の第1款病院事業費用の決算額は19億5,244万105円となりました。

次に、3ページをお願いいたします。(2)、資本的収入及び支出であります。第1款資本的収入の決算額は2億3,839万7,000円、支出の第1款資本的支出は4億3,880万2,445円となったところであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億40万5,445円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額269万7,000円、当年度分損

益勘定留保資金 1 億9,770万8,445円で補填いたしました。

次に、財務諸表であります。5 ページは損益計算書で、6 ページに記載のとおり、当年度純利益は 3 億8,354万8,025円となりました。

7 ページをお願いいたします。剰余金計算書であります。当期純利益の 3 億8,354万8,025円は、未処理欠損金に充てられ、当年度未処理欠損金は 14 億841万9,683円となります。9 ページは貸借対照表であります。

以上、議案第216号から第226号まで一括ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第216号、第217号、第218号、第219号、第220号、第221号、第222号、第223号、第224号、第225号、第226号については、7 人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案については、7 人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、植村議員、獅畑議員、北市議員、竹村議員、向井議員、太田議員、五十嵐議員、以上7名を指名いたします。

○議長（若山武信君） 日程第26 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序 1、1、公営住宅政策の今後の考え方について、2、基金制度のあり方について、3、低所得者への生活支援について、4、市民プールについて、議席番号2番、太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 通告書に基づきまして質問させていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

大綱1、公営住宅政策の今後の考え方について、①、住環境整備と建てかえ計画について。公営住宅の集約や環境整備につきましては、一昨年も一般質問させていただいたところですが、第5次総合計画後期への検討段階で当初計画の見直しもあり、再度質問をさせていただきます。

人口減少に伴い、平岸地域から始まり、茂尻、住友、赤間、文京、豊丘地域に至るまで空き家が多く見られるようになりました。1棟当たり1戸か2戸の入居者のところも珍しくありません。住宅そのものが傷んでいることも多いわけです。早い時点での集約、そして除却措置なども必要です。特に老朽化の激しい赤間地区等の住環境整備も考えなければと思います。財政面には限りがあるのですが、できるだけ早くの住環境の整備が必要です。

また、老朽化に伴い、住宅の建てかえも必要になりますが、現在住友福栄団地と茂尻新春日町において隔年での建てかえ工事が計画的に行われております。第5次総合計画の当初から比べると、予想以上の人口減となっていると思いますので、他地域での建てかえ計画も含め、今後の見通しについて改めて伺いいたします。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 住環境整備と建てかえ計画についてお答えをさせていただきます。

公営住宅の整備につきましては、住宅マスタープランや公営住宅等長寿命化計画を基本に、団地の集約、戸数の縮減等を図りながら、住環境整備に努めているところであります。これまでの建替事業等による集約状況につきましては、平成元年に管理戸数

3,330戸であったものが平成24年度末では2,623戸と707戸、21.2%の戸数の縮減を図ってまいりました。しかし、入居者の減少から現在の市営住宅の入居率は67.3%と857戸の空き住戸があり、中には議員ご指摘の1棟当たりの入居が一、二戸の住棟も存在している状況にあります。そのような現状にありますことから、入居停止団地の既存入居者を他団地への移転誘導により住棟を整理し、居住環境の改善や住宅管理費の縮減を図ることを目的にした公営住宅等集約移転事業なども住環境プロジェクトの提案事業としており、赤平市総合計画後期実施計画において検討をしているところであります。

また、現在進めております建替事業は、福栄地区及び新春日地区で、現計画においては新春日地区のめどがつかましたら吉野団地等の集約建てかえを行う計画となっておりますが、来年度策定する住生活基本計画の中で人口推計などから公営改良住宅のストック数を再検討し、既存住宅の住戸改善事業に重点を置き、移転促進に努めるなどの手法により今後の建替事業のあり方も検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 今ご答弁にありましたように、十分に今後も茂尻新春日、それと福栄地区における住宅建てかえ政策の中でもって考えられることもできるというものもありましたので、これもご検討願いたいと思います。

それでは、②、福栄地区におけるシルバーハウジングの考え方についてお伺いいたします。本市における65歳以上の高齢化率は、7月末で40.5%になり、団塊世代も含めこれからますます高齢化が進むと思われれます。議会報告会や懇談においても各地域から必ず出てくるのは除排雪問題であり、比較的除雪作業の少ないアパートの住民からも出るようになりました。そして、最後にシルバーハウジングを建ててほしいという話が出てきます。

現在本市におけるシルバーハウジングは、平岸新

光町、住友日の出町、若木町青葉、豊里幸団地など各地区に合計4カ所のシルバーハウジングがあり、総居住戸数は132戸であります。将来的には団塊世代が高齢化を迎えたときに高齢者向け住宅であるシルバーハウジングが不足すると思われれます。今後の高齢者向け公営住宅の建設計画についての考え方と現在住友の福栄団地では高齢化により死亡したり、子供のところへ引っ越したりの転居者がふえ、配偶者が亡くなり、3DKから2LDKに引っ越したいとの希望も複数出ているようで、入居基準の見直しも検討しなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。住友地区は、移転が閉山時の条件となって、若い人はいなく、将来的には全員が高齢者になる可能性があり、孤独死への不安が地域住民から多く寄せられております。建物内部は、全てバリアフリーにつくられており、エレベーターで移動すればどこも同じ条件です。ですから、管理入室を1室設け、生活反応を感知する緊急システムを導入することにより1棟丸ごとシルバーハウジングに切りかわりますので、住友地区に新しいシルバーハウジングの建設は必要ないと思われれます。このように福栄団地のアパートをシルバーハウジングへ転用をする考え方についてはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 福栄地区におけるシルバーハウジングの考え方についてお答えをさせていただきます。

本市のシルバーハウジングは、昭和62年度に策定された赤平市高齢者福祉地域計画に基づき、公営住宅に住む高齢者が増加する中、高齢単身者及び高齢夫婦の自立した生活が長く続けられるよう、福祉政策との連携のもと昭和63年度に策定したシルバーハウジングプロジェクト計画により実施をいたしましたので、現在市内には日の出、青葉、幸、新光の4団地、132戸のシルバーハウジングが整備されております。

高齢化等により地域の方々からのシルバーハウジ

ングの建設要望が多い現状は理解いたしますが、道内のシルバーハウジングの約13%が本市に整備されているなど、整備水準は大変高い現状にありますし、シルバーハウジングの維持管理費用は現在1団地年間300万円ほど要する状況にもあります。また、シルバーハウジング建設により建てかえ移転対象者の入居がさらにおくれる可能性もあるなど、検討しなければならない課題も多くあります。

次に、市営住宅入居者の住みかえにつきましては、平成22年に策定した赤平市市営住宅住みかえ実施要綱に基づき、入居後の世帯人員の増減による間取りの変更や疾病あるいは高齢などによる身体の障害に伴う1階住戸等への住みかえ、さらには子供の成長に合わせた子育てに適した住戸の移転などを対象として実施しております。今後は、さらにこれらの基準が入居者の生活実態に即しているのか随時見直しも行いながら、市営住宅入居者の生活の安定と居住水準の向上を図ってまいりたいと考えております。

現在の福栄団地住棟を活用したシルバーハウジングの転用につきましては、福栄団地は住宅地区改良法に基づき建替事業として整備しているものであり、法的にどのような制限があるのか、また可能な場合でも既存住戸の間取りの適正、入居対象者の範囲、既存入居者の誘導、同団地内の他住棟との整合、さらに緊急通報システム等の設備費用など多くの課題がありますので、慎重に検討しなければならないものと考えております。

高齢者対応として、福祉部局においては本年度より従来の固定型の緊急通報システムにかえ、屋外でも活用できるモバイル型の緊急通報システムを新たに導入し、専門のオペレーターが24時間の体制で緊急時に対応していることから、高齢者の安心、安全に結びつけていくためにもそれらの活用をさらに進めているところでもあります。

いずれにしても、高齢化が急速に進む中で高齢単身者や夫婦のみの世帯が増加していることから、高齢者の居住の安定の確保は大変重要な課題で

あります。住生活基本計画策定時には総体的な公的住宅のあり方を検討する中で、シルバーハウジングに係る維持管理費用や建てかえ移転対象者に与える影響なども考慮し、シルバーハウジングの整備の必要性についても検討してまいりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 今ご答弁にありましたように、シルバーハウジングについては一応法的規制もあると、借りるときの、そういうものがあるということで理解しました。ただ、これも5年、10年とたっていくうちにどうなるのかという思いもありますので、その辺のところも見合わせて、これからの検討課題になると思いますので、検討していただきたいと思います。

それでは、大綱2に参ります。大綱2、基金制度のあり方について、①、青少年の育成支援について。8月に全道少年野球大会が行われ、赤平スポーツ少年団のレッドレイズが全道優勝を果たしましたが、当市始まって以来の快挙でありまして、市民も大いに元気をもらったところであります。ベストエイトの段階で推薦枠により千葉市においての全国大会への出場が決まったわけですが、遠征費用が多額になるため野球少年団関係者の費用調達は大変ご苦労されたことだろうと思われまます。このたび当市からも幾らかの助成がなされたようですが、青少年健全育成事業補助金の事業拡大ということで予算の拡大を図り、対応はできないのだろうかと思ひます。火太鼓での全国大会や海外遠征、スポーツにおいても選抜選手による全道、全国大会への出場もあったわけですが、今まではあくまでせんべつ金程度の対応しかなかったわけです。出場する子供たちの旅費程度は、この育成補助金の対象としてあげてもよいのではと思うところであります。制度を設立して予算化することで青少年の育成につながっていきますし、子育て支援という意味でも父母と保護者への財政支援になるわけで、子育て世代には大いに励みになります。子供たちが頑張った分だけ認めてやり、

行政として形にしてあげることもこれから必要であると感じるところです。行政としても予算化することで、野球やサッカーのようなスポーツだけでなく火太鼓や、また住友獅子舞の保存という文化面にも幅広く支援してあげることができるのではないのでしょうか。それぞれの分野において優秀な子供たちには、各種大会への出場チャンスを大いにつくってあげるべきです。青少年の育成、子育て支援対策という観点から、少年スポーツ及び文化面における助成金設立の考え方についてと助成金の設立に当たって助成金の積み立て方法や金額、また助成の基準の設置も必要になりますが、前向きな答弁がいただけるとしたらこのこともあわせてご答弁をお願いいたします。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） 大綱2、基金制度のあり方について、①、青少年育成支援についてお答えいたします。

当市の制度といたしまして、赤平市青少年基金がございます。昭和60年より積み立てを行い、平成25年現在では約2,500万円の積立金がございます。また、赤平市青少年基金条例及び施行規則に基づき、赤平市青少年基金運営委員会において運用されております。この基金は、赤平市青少年育成連絡協議会及びそれに属する団体のほか、町内会等に所属する子ども会、奉仕活動、文化活動及びスポーツ活動並びに仲間づくり事業を行う青少年団体などで活用されております。当初は、青少年団体の数も多く、多額の基金の運用があったため補助額に対しての基準があり、現在もこの基準により運営していたところでございます。

ここ数年におきまして赤平市内の子供たちが大変活躍しております。2年前には赤平火太鼓保存会が道内で優秀な成績をおさめ、群馬県で開催された第14回日本太鼓ジュニアコンクールに出場、一昨年は茂尻スポーツ少年団赤平サッカースクールより2名の女子選手が山梨県で開催された第2回ガールズエイトジャパン選抜河口湖大会に出場、本年度にお

きましては赤平野球スポーツ少年団赤平レッドレイズが北海道で優勝し、千葉県で開催された千葉市長杯争奪学童野球選手権大会に出場しております。

各少年団体の育成者及び保護者は、全国大会に向けての遠征費など大変苦慮しているところでございます。今までの青少年基金の補助額では、全国大会に出場するための経費としては大変厳しい状況でした。これに伴い青少年基金運営委員会では、近年少子化により団体数の数も減少し、基金の活用も少なくなっていることから、参加する子供たちや保護者、指導者に多大な負担がかからず全国大会に参加していただくため、補助額の基準の見直しを行い、補助金を交付しております。今後も基金制度のあり方や青少年育成支援についての協議を行いながら、青少年の育成、子育て支援対策という観点から、多くの青少年団体が安心してスポーツ及び文化事業に取り組み、幅広く基金を活用することができるよう努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 ただいまの説明でよく理解いたしました。青少年の育成、また子育て支援対策という観点から、ぜひ青少年健全育成補助金の拡大をして、幅広い観点での青少年育成のため予算をつけていただきますようお願いいたします。この質問を終わります。

大綱3、低所得者への支援について、①、水道、下水道料金の減免について。昨年暮れの衆議院選挙により安倍内閣が誕生、現在はアベノミクスの成長戦略による経済復興計画が行動に移されておりますが、反面生活保護世帯は史上最多となり、非正規労働者は3人に1人を数え、子供の貧困率は先進国で最悪を示しているわけで、中央における特定企業の賃金はどんどん上がっているにもかかわらず、地方における労働者の生活向上は難しく、賃金は上がらないまま消費税の増税が目の前に迫っているのが現状ではないのでしょうか。当市においても財政基盤の弱い企業もあり、低所得労働者はそれなりにいるわ

けで、特に子育て世代への生活支援は必要と思われます。過去においても公営住宅の家賃への減免措置に配慮されたケースがあったわけですが、水道、下水道料金への減免措置の可否についてお尋ねいたします。

○議長（若山武信君） 上下水道課長。

○上下水道課長（横岡孝一君） 水道、下水道料金への減免措置の可否についてお答えをいたします。

水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき、事業の経費は当該事業の経営に伴う収入をもって充てるという独立採算制を基本としてございます。これは、サービスの提供に要する経費をその受益者に負担を求める受益者負担の原則により、使用者間の負担の公平性を図るとともに、財政の自主自立を確保し、効率的な事業運営を達成しようとするものでございます。また、下水道事業の費用負担については、汚水処理に係る経費を下水道使用料で賄い、雨水処理に係る経費を浸水被害から生命、財産を守るという一般行政への側面から全額を税金で賄うこととされております。このような考え方から本市では、水道事業に係る経費については水道料金収入で、下水道事業のうち汚水処理に係る経費については下水道使用料収入で賄い、それぞれ事業経営を行っております。

ご質問の低所得者、特に子育て世代に対しての水道、下水道料金の減免措置についてでございますけれども、独立採算制のもとでは減免措置による水道料金及び下水道使用料の減収分を結果的に他のお客様に転嫁することとなり、受益者負担の公平性の観点からも水道事業、下水道事業としては適切でないと考えております。

以上でございます。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 水道は企業会計、下水道は特別会計なので、減免措置は適切でないとの答弁ですが、低所得者対策として、それも子育て支援として福祉の面からも支援が考えられないかお尋ねいたします。

プライバシーの問題や子供への心的配慮等もあり、生活保護を受けたくないということで低賃金のもとで歯を食いしばって働いている人たちもそれなりにいるわけです。このような人たちに対して子育て期間中だけでも行政が寄り添って支援する思いやりが必要かと思われます。企業会計に迷惑がかからない形での支援があれば問題ないと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） 低所得者対策のとりわけ子育て支援策として福祉の面からの支援が考えられないかとのご質問でありますけれども、調べましたところ道内では幾つかの自治体で福祉的な減免制度を設けておりました。これらの自治体では、生活保護世帯や高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯などで所得の低い世帯を対象として減免制度を設けています。また、少子化対策や子育て支援策として実施している自治体につきまして空知総合振興局に電話照会したところ、管内では1自治体で中学生以下のお子さんのいる世帯を対象として水道基本料金の助成を行っておりました。

当市における今後の子育て支援策につきまして、赤平市子ども・子育て事業計画策定に向けて実施するニーズ調査や、今後設立予定の赤平市子ども・子育て会議において子育て当事者の参画をいただきながら、当市の子育て支援のあり方について図っていくこととなりますけれども、このような減免制度につきましては、対象世帯として子育て世帯以外の低所得世帯も含めまして総合的な協議が必要と考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 今後関係各課で十分な検討をされることを要望しまして、この質問を終わります。

大綱4、市民プールについて、①、利用者への安全対策について。昨年7月末に京都市の左京区の小学校で、1年生の小学生の女子が死亡するという痛

ましい事故がありました。京都市が事故を引き起こした直接的な原因の究明には至らず、両親の訴えもあり、弁護士や医師等、中立公平な立場からの小学校プール事故第三者調査委員会が本年7月に設置され、事故の直接的な原因、事故後の救護処置のほか、小学校及び京都市教育委員会の対応についても調査の対象となっております。そのほかに熊本市や東京都でも類似事故が発生しており、東京都では防止策としてマニュアルを作成して無事故を目指しているとのことであり、夏の水難事故は全国的に見ても考えられることです。文科省では事故に関して通達により喚起を促すとのことですが、本市への関連情報や通達はいかがなものでしょうか。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） 大綱4、市民プールについて、①、利用者への安全対策についてお答え申し上げます。

昨年の7月30日に京都市内の小学校で1人の女の子がプール教室の最中に溺れ、死亡した事故のほかにも類似の事故が発生しておりますが、その後文科省では死亡事故に関しては通達により全国に喚起を促すとのことですが、本市への関連情報や通達が届いているのでしょうかとのことですが、平成25年8月28日付北海道環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課長名で、体育スポーツ施設における安全確保について文科省スポーツ・青少年局長からの依頼文書等を添付して具体的な事項を掲げながら、体育スポーツ施設のハード及びソフト両面における安全確保に万全を期するよう通知が届いております。ただ、この中で今夏学校水泳プールの水循環口吸着事故が1件発生したことなどが触れられておりますが、京都市などの事例については記載がないところであります。

また、ことしの6月6日に文科省、北海道主催による北海道水泳プール安全管理講習会が札幌で開催され、当教育委員会職員1名と委託業者の監視員1名が出席しておりますし、さらに7月8日に文科省、警察庁、特定非営利活動法人日本プール安全管

理振興協会などが主催、後援するプール設置管理者研修会が江別市で開催され、当教育委員会からも職員1名が出席しましたが、その中で京都市プール事故の事例紹介があり、重大事故を防ぐためのさまざまな事柄について話がありました。この内容につきましては、係内の担当職員にも周知した上で、さらに委託業者及び監視員にも周知徹底を図ったところであります。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕京都市の事故では、6年生の水泳授業があるために水深を20センチ上げたことにより、水死した児童の身長115センチとほぼ同じ深さになり、溺れ死んだことのようにです。本市の水泳指導においては、低学年と高学年との水深は変えているのでしょうか。変えているとすればどのようにして、また調整のタイミングはどのようにしているのかお伺いいたします。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） 低学年と高学年との水深は変えているのでしょうかとのことですが、本市の市民プールは低学年と高学年とで水深を自由に換えられるような設備にはなっておりません。このため使用するコースにつきましては、小学1年生から3年生は一般用プールと仕切られた水深70センチメートルの低学年用プール、小学4年生から6年生は水深110から120センチメートルの一般用プールを基本的に利用しておりますが、利用者の中には年齢や体格により違いもあることから、おおむね立った状態で肩が水面から出ているかどうかを目安として、利用するコースやエリアの指示をしているところであります。

また、小学1年生から3年生であっても泳げる子供については、一般用プールの使用を認めております。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕それでは、安全対策として市民プールの利用者のために常時監視員が配置されているわけですが、通常利用と水泳教室

や学校での授業等では利用人数も100人単位になってくると思いますが、今までの経験の中で最も多いときの中での監視体制に無理はなかったのか、また安全面からいっても監視員の人数は今のままでいいのかお伺いいたします。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） 安全対策として監視員は現在2人の配置をしており、プール利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行っております。水泳プールの事故の再発防止に向け、平成19年3月に文部科学省及び国土交通省がプールの施設面、管理運営面で配慮すべき基本的事項等について統一的にまとめたプールの安全標準指針を策定しておりますが、その中で監視員の配置につきましては施設の規模、曜日や時間帯によって変わる利用者数等に応じて適切に決定することが必要であるとなっておりますことから、当市では通常の場合は1人体制で対応し、利用者数の多い学校の水泳授業等については2人体制で対応しているところであります。

今シーズンの1回当たりの利用人数が一番多いケースとしては、学校の水泳授業等で128人というのがありますが、この場合は小学校の担任の先生や引率、指導する先生も児童と一緒にプールに入り、水泳指導等を行っているため、何かあった場合は先生方の対応も可能なことから、現在の2人の監視員で対応できていると考えております。

今後とも教育委員会としましては、学校や関係団体と連携をとりながら、プール開放時における水泳授業等の安全確保及び事故防止の徹底について努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君） 〔登壇〕 わかりました。水泳教室などで100人以上を超えたときには、先生方も一緒にプールに入って、安全対策を講じているということで、実際それも今期もそういうふうなあ

れとしてやられているということで理解してよろしいですね。そういうことですので、100人以上のあれでも担当の先生及び監視員も中に入って十分に安全対策が行われていると、そういうことで理解いたしまして、この質問を終わります。

それでは、私の質問はこれで終わります。各答弁ありがとうございました。

○議長（若山武信君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 0時09分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)